

総社市訓令第1号

庁 中 一 般
出 先 機 関

総社市人材育成推進室設置規程（平成30年総社市訓令第6号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月21日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下本則において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下本則において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p><u>総社市日本一優しい市役所推進室設置規程</u></p> <p>（設置） 第2条 前条の事務を処理するため、総務部に<u>日本一優しい市役所推進室</u>（以下「推進室」という。）を設置する。</p> <p>（専決事項等） 第6条 室長の専決事項及び代決の順序は、総社市事務決裁規程（平成17年総社市訓令第11号）に定める<u>主務課長の例</u>による。 2 室長を除く推進室に属する職員の代決の順序は、総社市事務決裁規程に定めるそれぞれの職の例による。</p> | <p><u>総社市人材育成推進室設置規程</u></p> <p>（設置） 第2条 前条の事務を処理するため、総務部に<u>人材育成推進室</u>（以下「推進室」という。）を設置する。</p> <p>（専決事項等） 第6条 室長の専決事項及び代決の順序は、総社市事務決裁規程（平成17年総社市訓令第11号）に定める<u>主務部長の例</u>による。 2 室長を除く推進室に属する職員の代決の順序は、総社市事務決裁規程に定めるそれぞれの職の例による。<u>ただし、室長の専決事項については、室長代理及び主幹が第1次代決者として、室長補佐が第2次代決者として処理することができる。</u></p> |

附 則
（施行期日）

1 この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

(総社市事務決裁規程の一部改正)

2 総社市事務決裁規程（平成17年総社市訓令第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この項において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改正後 | | | | | | 改正前 | | | | | |
|--------------------------|------------------|------------------------------------|---|--|---|--------------------------|------------------|------------------------------------|---|--|---|
| 別表（第13条関係） 1 人事に関する事項 | | | | | | 別表（第13条関係） 1 人事に関する事項 | | | | | |
| 事項 | 副市長 | 部長 | 課長 | 合議 | 摘要 | 事項 | 副市長 | 部長 | 課長 | 合議 | 摘要 |
| 略 | | | | | | 略 | | | | | |
| 3 旅行命令及びその復命に関すること。 | | | | 研修に係る復命のみ、 <u>日本一</u> | | 3 旅行命令及びその復命に関すること。 | | | | 研修に係る復命のみ、 <u>人材育成推進</u> | |
| (1) 県内 | 部長 | 次長 課長(相当職を含む。) 非常勤 特別職 | 課長補佐 (相当職を含む。) 以下 会計年度 任用職員 (一般行政事務 (事務補助)を除く。) | <u>優しい市役所推進室</u> 長(消防本部及び消防署にあっては、 消防総務課長) | 研修に係る旅行命令は、部長は総務部長、課長は <u>日本一優しい市役所推進室</u> 長(消防本部及び消防署にあっては、課長は消防総務課長) 旅行命令(依頼)書は主務課長(別に旅行依頼について、決裁を | (1) 県内 | 部長 | 次長 課長(相当職を含む。) 非常勤 特別職 | 課長補佐 (相当職を含む。) 以下 会計年度 任用職員 (一般行政事務 (事務補助)を除く。) | <u>成推進室長代理</u> (消防本部及び消防署にあっては、 消防総務課長) | 研修に係る旅行命令は、部長は <u>人材育成推進室長</u> 、課長は <u>人材育成推進室長代理</u> (消防本部及び消防署にあっては、課長は消防総務課長) 旅行命令(依頼)書は主務課長(別に旅行依頼について、決裁を |
| (2) 県外(外国旅行を除く。) | 部長 非常勤 特別職 | 次長以下 会計年度 任用職員(一般行政事務(事務補助)) | | | | (2) 県外(外国旅行を除く。) | 部長 非常勤 特別職 | 次長以下 会計年度 任用職員(一般行政事務(事務補助)) | | | |

| 改正後 | | | | | 改正前 | | | | |
|----------------------------------|---|---------------|---|---------------|----------------------------------|---|---------------|---|---------------|
| | | を 除 く。) | | 得たものに 限る。) | | | を 除 く。) | | 得たものに 限る。) |
| 4 旅行依頼 に関するこ と。 | ○ | | | | 4 旅行依頼 に関するこ と。 | ○ | | | |
| 5 所属職員 の各係への 配置に関す ること。 | | ○ | | | 5 所属職員 の各係への 配置に関す ること。 | | ○ | | |
| 6 所属職員 の事務分担 を定めるこ と。 | | | ○ | | 6 所属職員 の事務分担 を定めるこ と。 | | | ○ | |
| 略 | | | | | 略 | | | | |
| 2～4 略 備考 略 | | | | | 2～4 略 備考 略 | | | | |

(総社市職員研修委員会規程の一部改正)

- 3 総社市職員研修委員会規程（平成17年総社市訓令第27号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| (会務の処理) 第5条 委員会の事務は、 <u>日本一優しい市役所推進室</u> において処理する。 | (会務の処理) 第5条 委員会の事務は、 <u>人材育成推進室</u> において処理する。 |